年月日一日命下ス日制ス准陸奥國例給ニ
出羽國月交替料吏馬ナ云々同八年六月九日
命下ス日太政官處分ス出羽國位祿物價一
准陸奥國ニ云々出羽國ハ豊世函法を種々改
しりしりぞ坂國ニ云々上の者ともの中に見を
服するものありて并家〳〵後ぢ合て并立只
業を変しられば下々の勇豊光平生事武
と壁よ耳を歌ッ掌我も〳〵と拍がざるに
集り祝をするに與して大勢よ如にり
と云々

又曰豊世の老臣よ長器舎人といふ者あり大
力のおに疱を言家隆人よ出れ熊めが而為
て火を然り為さ山形の方へ出陣り
再ひ大軍を起し函城を進討しなへ以伐
てハいりに只百大以坂を都よ保り事叶
べりぐだ事ハ祖よ踏留り件の熊めを討云
て法祖より事ハいんと勅ぐりしりば函流
石よ為ものと禮義を思りれられば配なば一
而と宴ひしを長器重ねてこゝ云甲斐なり
死ハ易しして云く生ハ難ふして逆しに事